学校法人双葉学園幼保連携型認定こども園

湯沢よつばこども園　園則並びに運営規程

（事業所の名称等）

第１条　学校法人双葉学園が設置する認定こども園のうち、本園則並びに運営規程で規

定する施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1） 名　称　幼保連携型認定こども園湯沢よつばこども園

（2） 所在地　秋田県湯沢市田町二丁目3番52号

（施設の目的）

第２条　湯沢よつばこども園（以下「本園」という。）は、幼保連携型認定こども園と

して、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての乳幼児期の子どもに対す

る教育・保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な

環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行

うことを目的とする。

（運営の方針）

第３条　一日の大半を園で過ごす乳幼児期の子どもが家庭と変わらないぐらい居心地

よく、安全で伸び伸びと過ごせるような環境をつくり、子ども一人ひとりを大事にし

たきめ細かい保育を提供する。また、子どもたちが楽しく園生活を過ごせるよう、幼

児期にふさわしい教育環境の中でいろいろな活動（自然体験活動・運動遊び・小学校

との連携・０歳児から２歳児までの乳幼児や小学生までの児童との交流など）を経験

し、心身ともに豊かな人間形成を培う。

２　本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ教育・保育及び養護を一体的に行うものとする。

３　本園は園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の

保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものと

する。

４　本園は「湯沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条令」（平成26年9月19日湯沢市条例第27号）その他関係法令を厳守し、事

業を実施するものとする。

（認可定員）

第４条　本園の認可定員は１２０名とする。

（利用定員）

第５条　本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支

援法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次の

とおり定める。

（1） 支援法第19条第1項第1号の子ども(保育を必要としない満３歳以上児。以下

「１号認定子ども」という。)　　　　　１５人

(2)　支援法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする満３歳以上児。以下

「２号認定子ども」という。)　　　　　５３人

（3） 支援法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする満３歳未満児。以下

「３号認定子ども」という。)のうち、満１歳以上の子ども　　３０人

（4） ３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども　　　　　　 　１４人

（教育・保育課程の編成及び学級編制）

第６条　満３歳以上の園児については、教育・保育課程を編成し、園児の支給認定に関

わらず学級編成するものとする。

２　1学級の園児の数は、３５人以下を原則とする。

３　学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とするが、経営上、４・５歳児混合の縦割り保育を行うこともある。

　（学年及び学期）

第７条　学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

２　学年を分けて、次の３学期とする。

1. 第１学期　４月１日から８月２１日
2. 第２学期　８月２２日から１月１８日
3. 第３学期　１月１９日から３月３１日

（提供する教育・保育等の内容）

第８条　本園は、支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推

進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）その他

関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年告示）に

沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(1)　特定教育・保育支給認定を受けた保護者に係る園児に対して、当該支給認定における保育必要量の範囲において、教育及び保育を提供する。

(2)　食事の提供

(3) その他教育及び保育に係る行事等

(4)　一時預かり事業

①　預かり保育（一時預かり事業幼稚園型）

１号認定子どものうち、保護者の希望により支給認定における保育必要量の範

囲を超えて保育を必要とする場合に一時預かり保育サービスを提供する。

　　②　預かり保育（一時預かり事業一般型）

０歳から就学前の乳幼児であって、保護者の事情等により一時的に子どもを預けることが必要と認められる場合に一時預かり保育サービスを提供する。

 (5） 延長保育

　　　　２号認定子ども及び３号認定子どものうち、やむをえない事情により支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、第13条に規定する開園時間の範囲内において延長保育サービスを提供する。

（子育て支援）

第９条　本園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育方針、成長及び園の

運営について、様々な媒体を通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

２　本園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

(1)　なかよし広場（園開放・園庭開放・園行事への招待等）

(2)　子育てサークル支援（活動場所の提供・活動への助言）

(3)　教育・保育相談事業

(4)　一時預かり保育

３　本園は、前項第１号から第３号に掲げる事業の一部を、幼保連携型認定こども園双葉幼稚園に設置する「ふたば子育て支援センター」を活用して一体的に実施するものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第１０条　本園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内

容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、秋田県幼保連携型認定こど

も園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田

県条例第110号。以下「運営基準」という。）で定める配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所園児数により変動することがある。

(1)　運営管理者

運営管理者は、学校法人双葉学園の運営方針に基づいて各施設間の業務の管理

運営方針の調整や人事の管理を行う。

(2)　認定こども園園長　１名

園長は、園運営及び施設管理の責任者として職員及び業務の管理を一元的に行

い、職員に対し法令等を厳守させるため必要な指揮命令を行い、全体的に把握す

る。

(3)　認定こども園副園長　１名

副園長は、園運営及び施設管理の責任者の補佐として職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を厳守させるため必要な指揮命令を行い、全体的に把握する。また、園長に事故あるとき又は長期に渡り不在となるときはその職務を代理し、又は行う。

(4) 主幹保育教諭　　１名以上

　　 主幹保育教諭は、園長・副園長を補佐し、保育内容について他の保育教諭を統

括する。

(5) 保育教諭　　１８名以上

　　　 教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行

う。

(6) 栄養士　　１名

　　　 利用乳幼児の発達段階に応じ、０歳児の離乳食、１～２歳児の幼児食及び３歳

児以上の幼児食に係る献立を作成する。

(7) 　調理員

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8)　 事務員　　若干名

　　 　園内の事務及び経理を担当する。

(9)　 嘱託医　　１名

　　 　 園長の依頼を受け、学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号。以下「安全法施行規則」という。）第22条第1項第1号から第10号に掲げる業務を行う。

(10) 嘱託歯科医　　１名

　　　 園長の依頼を受け、安全法施行規則第23条第1項第1号から第7号に掲げる業務を行う。

(11) 学校薬剤師　　１名

　　 　園長の依頼を受け、安全法施行規則第24条第1項第1号から第7号に掲げる業務を行う。

(12)　その他

　　　 上記の職員のほか、園長が必要と認め、理事長が承認した職員を配置すること

ができる。

　（教育及び保育年限）

第１１条　本園の教育及び保育年限は次に掲げるとおりとする。

（1）１号認定子ども　１年、２年、３年及び４年未満

（2）２号認定子ども　居住する市町村から支給認定を受けた期間

（3）３号認定子ども　居住する市町村から支給認定を受けた期間

（教育・保育を提供する日）

第１２条　教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年始（１月１日から１月３日）を除く。

２　１号認定子どもへの教育の提供については、前項の規定にかかわらず次の休業日を加える。

(1)　土曜日

(2)　夏季休業　　7月23日から8月21日

(3)　冬季休業　　12月27日から1月18日

(4)　学年末休業　3月19日から3月31日

(5)　学年始休業　4月1日

３　教育・保育上の必要があり、またはやむを得ない事情があるときは、前２項の規定

にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

４　非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

（教育・保育を提供する時間）

第１３条　教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1)　１号認定子どもに係る時間は、８時から14時30分とし、季節により多少変更することがある。

(2)　２号認定・３号認定子どもの保育標準時間認定に係る保育時間は、7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(3)　２号認定・３号認定子どもの保育短時間認定に係る保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(4)　開園時間

　　 本園が定める開園時間は、次のとおりとする。

　 　　 月曜日～土曜日　７時00分から19時00分までとする。

　(5)　１号認定子どもの休業日（土曜日）において、前条第３項の規定により教育を

提供する場合の時間は、８時から11時30分とする。

（利用者負担その他の費用及び徴収）

第１４条　本園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、本園に支給認定を受け

た市町村が定めた利用者負担金（以下「保育料」という。）を支払うものとする。

２　本園は、保育料の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供の便宜に要する費用

　等（以下「特定費用等」という。）のうち、別表１に掲げる費用の支払いを受けるも

のとする。

３　特定費用等の徴収にあたっては、あらかじめ、支払を求める金銭の使途及び額並び

に理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得るものとする。

４　その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させ

ることが適当と認められるもので園長が定める金額

５　特別の事情がある場合は、特定費用及び前項に係る費用について、園長の判断で減

額することができるものとする。

６　徴収に関する手続き等については、別に定める双葉幼稚園保育料徴収規程によるも

のとする。

（入園に関する事項）

第１５条　本園は次に掲げる要件を満たす児童について、入園を許可する。

(1)　市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた１号認定子どもで本園に入園申込書（様式第１号）を提出し、本園から入園承諾書（様式第2号）により入園を認められた児童

(2)　２号認定子どもで市町村から利用調整を受けた児童

(3)　３号認定子どもで市町村から利用調整を受けた児童

２　１号認定子どもの入園申込が利用定員を超える場合は、入園選考をすることとし、

選考方法は次に掲げる順とする。

(1)　兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。

(2)　そのほかの者は第三者の立会いのもと、抽選（くじ引き）により選考し入園させる。

（退園に関する事項）

第１６条　本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了するものとする。

（1） 市町村から受けた支給認定期間が満了したとき。

（2） 退園届（様式第3号）が提出されたとき。

（3） その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（修了に関する事項）

第１７条　園長は、園児が本園の教育・保育課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

（緊急時における対応方法）

第１８条　本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、

その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医、保護者に連絡す

るなど必要な措置を講じるものとする。

２　教育・保育の提供により事故が発生した場合は、秋田県及び湯沢市、園児の保護者

等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　本園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発

生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４　園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠

償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第１９条　非常災害に備えて、消防計画並びに非常災害対応計画等を作成し、防火管理

者又は火気・消防、非常災害対応等についての責任者を定め、少なくとも毎月１回以

上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第２０条　本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他

必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じ

るものとする。

（記録の整備）

第２１条　本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の

日から５年間保存するものとする。

（1） 教育・保育の実施に当たっての指導計画

（2） 提供した教育・保育に係る記録

（3） 湯沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録

（4） 保護者からの苦情の内容等の記録

（5） 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

　　附　則

　1　この園則並びに規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附　則

　１　この園則並びに規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附　則

　１　この園則並びに規程は、平成30年12月18日から施行する。

　附　則

　１　この園則並びに規程は、令和元年10月1日から施行する。

附　則

　１　この園則並びに規程は、令和２年２月１日から施行する。

附　則

　１　この園則並びに規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

　１　この園則並びに規程は、令和２年10月1日から施行する。

附　則

　１　この園則並びに規程は、令和２年12月18日から施行する。

附　則

　１　この園則並びに規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

　１　この園則並びに規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表１（第14条第2項関係）特定費用等の種類及び金額

【１号認定子どもの場合】

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 金　　額 |
| 1. 副食費（平日における副食提供の食材費）
 | ４，２００円（月額） |
| ②預かり保育料（一時預かり事業幼稚園型） | 土曜・長期休業日の預かり保育（副食費を含むセット料金700円） | 預かり保育料 | ４５０円（日額） |
| 副　食　費 | ２５０円（日額） |
| 平日の預かり保育（7：00～8：00　14：30～19：00） | 　４５０円（日額） |

※副食費を除く預かり保育料は、月額11,300円を限度とします。また、保育の必要性を認められた１号認定子どもの⑤預かり保育料（450円）は、無償化の対象となります。

※年収360万円未満相当世帯や第3子以降の子どもの①副食費は免除されます。それ以外の世帯は、「すこやか子育て支援事業」による軽減制度が適用されます。

【２号認定子どもの場合】

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 金　　額 |
| ① 副食費（平日における副食提供の食材費）　　　　　　 |  ４, ５００円（月額） |
| ② 延長保育料　 | 保育標準時間認定（18：00～19：00） | １, ０００円（月額）　　２００円（日額） |
| 保育短時間認定　（保育時間前7：00～8：30　保育時間後16：30～19：00） | 30分毎に200円（1日の利用料の上限400円） |

※保育標準時間認定を受けた子どもで、年間を通して月額料金による利用を希望され

る方は事前の申し込みが必要です。

※年収360万円未満相当世帯や第3子以降の子どもの①副食費は免除されます。それ以外の世帯は、「すこやか子育て支援事業」による軽減制度が適用されます。

【３号認定子どもの場合】

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 金　　額 |
| ① 延長保育料　 | 保育標準時間認定（18：00～19：00） | 　　　　無　料 |
| 保育短時間認定　（保育時間前7：00～8：30　保育時間後16：30～19：00） | 30分毎に200円（1日の利用料の上限400円） |